

広島県告示第六百七十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第六項並びに第九条第八項の規定によって、次の広島県告示で指定した区域の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

令和元年九月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

告示番号		平成二十五年広島県告示第二百七十七号			
所在地		広島県広島市安佐南区長東西一丁目及び同区长東西四丁目地内			
土砂災害警戒区域		区域の名称	土砂災害の自然現象の種類	土砂災害の自然現象の種類	土砂災害警戒区域
山本川支川七（九六一）	土石流	山本川支川七（九六一）	土石流	山本川支川七（九六一）	土石流
山本川支川九（九六一）	土石流	山本川支川九（九六一）	土石流	山本川支川九（九六一）	土石流
権地川支川（二八五）	土石流	権地川支川（二八五）	土石流	権地川支川（二八五）	土石流
山本川支川八（二八四）	土石流	山本川支川八（二八四）	土石流	山本川支川八（二八四）	土石流
立石川（二八三）	土石流	立石川（二八三）	土石流	立石川（二八三）	土石流
山本川支川一（二八二）	土石流	山本川支川一（二八二）	土石流	山本川支川一（二八二）	土石流